

春日井市市民活動支援センター図書貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民活動の推進に資するため、春日井市市民活動支援センター（以下「センター」という。）が管理し、貸出しに供する図書の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出利用者の範囲)

第2条 図書を借り受けることができる者（以下「利用者」という。）は、市内に在住、在学又は在勤する者とする。

(貸出方法)

第3条 利用者は、図書を借り受けようとするときは、市長に図書貸出票（別記様式）を提出するものとする。

2 前項の場合において、市長は、図書貸出票の記載事項を確認するため利用者に必要な証書等（運転免許証、健康保険証、学生証等）の提出を求めることができるものとする。

(貸出期間)

第4条 図書の貸出期間は、貸出しの日から起算して14日以内とする。ただし、返還期日が休館日に当たるときは、その直後の休館日でない日までとする。

(貸出・返却受付時間)

第5条 図書の貸出し及び返却の受付時間は、センターの利用時間内とする。

(貸出数量)

第6条 利用者が同時に借り受けることができる図書の数は、1人につき5冊以内とする。

(返却方法)

第7条 利用者は、借り受けた図書を返却するときは、貸出期間内にセンターに直接返却するものとする。

(転貸の禁止)

第 8 条 利用者は、借り受けた図書を第三者に転貸してはならない。

(貸出利用者の義務)

第 9 条 利用者は、借り受けた図書の運搬、利用等にあたっては、その価値を減じることのないように丁寧に取り扱わなければならない。

(弁償の義務)

第 10 条 利用者は、図書を紛失又は破損したときは、現物又は再購入価格相当分の実費をもって弁償しなければならない。

(利用の停止)

第 11 条 市長は、利用者が次のいずれかに該当するときは、図書の貸出を禁止することができるものとする。

この要綱の規定に違反したとき。

借り受けた図書の返却の遅延が著しいとき。

営利行為を目的として図書を使用したとき。

附 則

この要綱は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。